

臨床研修病院の募集定員の算定方法 新旧対照表（案）

資料 1－2

令和6年度算定案	現行
<p>_____臨床研修病院の募集定員の算定方法について</p> <p>1 _____募集定員の基本配分</p> <p>各臨床研修病院の募集定員として、以下の(1)～(4)までの手順により算出した値を基本配分 (=G) として配分する。</p> <p>(1) 研修医の募集を行う前年度を基点とした過去2年間の研修医の受入実績（他病院で中断をした再開者の受入実績を含む）と研修医の募集を行う年度の前年度の<u>11月末</u>時点の内定数（他病院で中断をした再開予定者を含む。以下「直近3か年の採用実績」という。）の最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く）を各病院の基本定員 (=A) とする。</p> <p>この場合において、指定から3年（医師少数区域以外の病院は2年）を経過していない病院は、受入実績が0人であってもAを2人とする。</p> <p>(2) 各病院のAの値の合計 (=A') が、医道審議会医師分科会臨床研修部会において了承された基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）と地域枠（奨学金貸与者数）に基づく配分の合計値 (=B) を超える場合は、各病院のAの値を調整する。（按分調整値C=A×B/A'）</p> <p>(3) (2)までに計算した按分調整値 (=C) と病院が希望する募集定員数 (=D) とを比較して、少ない方の値を各病院の募集定員案 (=E) とする。</p> <p>(4) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、基本定員 (A) の値が20人以上の場合に小児科研修プログラム2人分、産科研修プログラム2人分を加算 (=F) する。</p>	<p>_____令和5年度における臨床研修病院の募集定員の算定方法について</p> <p>1 令和5年度募集定員の基本配分</p> <p>各臨床研修病院の募集定員として、以下の(1)～(4)までの手順により算出した値を基本配分 (=G) として配分する。</p> <p>(1) 研修医の募集を行う前年度を基点とした過去2年間の研修医の受入実績（他病院で中断をした再開者の受入実績を含む）と研修医の募集を行う年度の前年度の<u>12月末</u>時点の内定数（他病院で中断をした再開予定者を含む。_____）の最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く）を各病院の基本定員 (=A) とする。</p> <p>この場合において、指定から3年（医師少数区域以外の病院は2年）を経過していない病院は、受入実績が0人であってもAを2人とする。</p> <p>(2) 各病院のAの値の合計 (=A') が、医道審議会医師分科会臨床研修部会において了承された基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分）と地域枠（奨学金貸与者数）に基づく配分の合計値 (=B) を超える場合は、各病院のAの値を調整する。（按分調整値C=A×B/A'）</p> <p>(3) (2)までに計算した按分調整値 (=C) と病院が希望する募集定員数 (=D) とを比較して、少ない方の値を各病院の募集定員案 (=E) とする。</p> <p>(4) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、基本定員 (A) の値が20人以上の場合に小児科研修プログラム2人分、産科研修プログラム2人分を加算 (=F) する。</p>

令和6年度算定案	現行
<p>2 募集定員の調整配分</p> <p>厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数 _____から、「1」で算出した基本配分数（E + F）を引いた値について、以下の手順により各病院に調整配分（=K）として配分する。</p> <p>(1) <u>研修環境への配慮（=H）</u> <u>研修医募集及び研修環境の向上に資することを目的として、4人以上の募集定員の希望があった病院に対して、4人に達するまで募集定員を配分する。</u></p> <p>(2) <u>直近3か年の採用実績への配慮（=I）</u> ア <u>採用実績への配慮（I'）</u> <u>2-(1)までに算定した募集定員の配分数が希望する募集定員（=D）に満たない病院に対して、基本定員（=A）の値に達するまで、募集定員を配分する。</u> イ <u>増員希望への配慮（I''）</u> <u>直近3か年の採用実績が募集定員を全て満たしている病院から、募集定員の増員希望があった場合、1名を配分する。</u></p> <p>(3) <u>医師派遣状況への配慮（=J）</u> <u>2-(2)までに算定した募集定員の配分数が希望する募集定員（=D）に満たない病院であって、かつ研修医の募集を行う年度の前年度の<u>11月末</u>時点における常勤の医師派遣数（県内の医療機関に対する派遣に限る。）が20人以上である病院に対して、募集定員2人を上限に加算する。</u> なお、ここでいう医師派遣とは、次の要件を全て満たす場合とする。 ア 以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。 ① 病院が、当該病院に勤務する医師を出向等により、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</p>	<p>2 <u>令和5年度募集定員の調整配分</u></p> <p>厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数 <u>（医師偏在対策のための加算分を除く）</u>から、「1」で算出した基本配分数（E + F）を引いた値について、以下の手順により各病院に調整配分（= J）として配分する。</p> <p>(1) <u>直近3か年の採用実績への配慮（=H）</u> <u>基本配分数（=G）_____が希望する募集定員（=D）に満たない病院に対して、基本定員（=A）の値に達するまで、募集定員を配分する。</u></p> <p>(2) <u>医師派遣状況への配慮（=I）</u> <u>2-(1)までに算定した募集定員の配分数が希望する募集定員（=D）に満たない病院であって、かつ研修医の募集を行う年度の前年度の<u>12月末</u>時点における常勤の医師派遣数（県内の医療機関に対する派遣に限る。）が20人以上である病院に対して、募集定員2人を上限に加算する。</u> なお、ここでいう医師派遣とは、次の要件を全て満たす場合とする。 ア 以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。 ① 病院が、当該病院に勤務する医師を出向等により、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</p>

令和6年度算定案	現行
<p>② 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調査役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</p> <p>③ 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合</p> <p>イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。</p> <p>ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。</p> <p>エ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。</p>	<p>② 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調査役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</p> <p>③ 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合</p> <p>イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。</p> <p>ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。</p> <p>エ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。</p>

3 医師偏在対策のための追加配分（M）

厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数のうち、医師偏在対策のための加算分について、厚生労働省が定める配分要件※に合致し、かつ基本配分数（=G）と調整配分数（=J）の合算が希望する募集定員に満たない病院に対して配分する。

なお、配分に当たっては、直近3か年の採用率が高い病院への配分を優先する。

※配分要件

- ① 医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院について、令和4年度よりも募集定員を増加させる場合
- ② 医師少数区域以外の地域に所在する基幹型臨床研修病院について、当該県内の医師少数区域における研修を12週以上行うプログラムを新設する場合、又はこの条件を満たす既存プログラムの定員増を行う場合